

1994年9月9日のユーラシア特許条約に基づく、意匠保護に関する議定書

2019年9月9日公布，2021年6月1日施行。

目次

第1部 総則

第1条 議定書の地位

第2条 ユーラシア特許制度

第2部 意匠について定める実体規定

第3条 特許を受けることができる意匠

第4条 ユーラシア意匠特許を受ける権原を有する者

第5条 優先権

第6条 ユーラシア意匠特許

第7条 意匠の法的保護の範囲

第8条 ユーラシア意匠特許の存続期間

第9条 意匠についての権利

第10条 意匠の排他権の処分：排他権の移転

第11条 ユーラシア意匠特許の無効化

第12条 権利保護に関する紛争

第3部 意匠について定める手続

第13条 ユーラシア意匠出願

第14条 ユーラシア意匠出願の審査

第15条 意匠の登録及びユーラシア意匠特許の付与

第16条 代理

第17条 ユーラシア意匠出願の国内出願への変更

第18条 手数料

第4部 特許条約規則

第19条 総則

第20条 実体規定

第21条 手続規定

第5部 最終規定

第22条 署名，議定書の発効

第23条 経過規定

第24条 議定書に基づく紛争解決

第25条 議定書の改正

第26条 議定書の廃棄通告

第27条 議定書の寄託者

ユーラシアの意匠特許の受理開始

政府に代表される本議定書の当事国(以後、「締約国」という)は、ユーラシアにおける工業所有権保護の制度を拡大する必要性を考慮し、すべての締約国の領域に法的効力が及ぶ共通のユーラシア特許に基づき、意匠保護のための国家間の制度の構築に努め、締約国の国内市場の発展並びに貿易及び投資活動の発展のために領域の魅力増大を願って、以下のとおり、ここに合意した。

第1部 総則

第1条 議定書の地位

- (1) 本議定書は、1883年3月20日の工業所有権の保護に関するパリ条約(以後、「パリ条約」という)第19条にいう特別の取極を構成する。
- (2) 締約国は、これにより、1994年9月9日のユーラシア特許条約(以後、「条約」という)により与えられた工業所有権保護に関し、ユーラシア特許庁(以後、「庁」という)の範囲を拡大する。
- (3) 本議定書は、締約国が意匠を保護する国内特許又は他の書類を付与する権利に影響を及ぼさない。

第2条 ユーラシア特許制度

- (1) 条約第1条(1)に従って設立されたユーラシア特許制度及び条約第2条(1)に従って設立された庁とそのすべての機関は、条約に基づき発明を保護し、かつ、本議定書に基づき意匠を保護する役割を果たすものとする。
- (2) 意匠保護の目的上、条約の法的効力が及ぶ領域は、締約国の領域とする。
- (3) すべての締約国の全権代表(又はその代理)により採択された、庁の管理評議会の全会一致の決定により、庁は、意匠の国際登録を規定する国際条約の当事者となる権利を有する。国際登録に関する、意匠保護のユーラシアにおける制度内での適用手続に関する詳細は、特許条約規則に規定する。

第2部 意匠について定める実体規定

第3条 特許を受けることができる意匠

(1) 法的保護を付与される意匠は、特許条約規則に従って特許を受けることができる工業製品又は手工芸品の外観の意匠とする。

(2) 意匠としての法的保護は、次の意匠には付与されない。

- (i) 少なくとも1の締約国において、公の秩序又は人道及び道徳の原則に反するもの
- (ii) 当該意匠と利害関係のある該当する国家の権限のある当局又は機関の同意なく、公式なシンボル(国家の紋章及び記章を含む)又は国際機関及び政府間機関の正式名称若しくはその略称を含み、複製し、又は模倣するもの、及び
- (iii) 当該意匠と利害関係のある該当する締約国の権限のある当局の同意なく、文化遺産(民族遺産又は宗教遺産を含む)の正式名称若しくは画像又はその認識可能な一部分を含み、複製し、又は模倣するもの

意匠として法的保護を付与されないその他の意匠及び物品の一覧は、特許条約規則に規定する。

第4条 ユーラシア意匠特許を受ける権原を有する者

(1) ユーラシア意匠特許を受ける権利は、意匠の創作者、すなわち、創造的活動により意匠が創作された個人又はその権原承継人に帰属するものとする。

雇用関係又は民法との関係において創作者が創作したユーラシア意匠特許を受ける権利の所有権は、当該関係を定める国の法律に従い決定される。

(2) ユーラシア特許庁(以後、「庁」という)で行う手続の目的上、出願人は、ユーラシア意匠特許を受けるために適格とみなされる。

第5条 優先権

意匠に関する優先権は、パリ条約に従って認められる。

第6条 ユーラシア意匠特許

(1) ユーラシア意匠特許は、意匠権を受ける権利、優先権及び排他権を証明するものとする。

(2) ユーラシア意匠特許は、本議定書の規定を重んじて、すべての締約国の領域内で同時に法的効力が及ぶ。

第7条 意匠の法的保護の範囲

ユーラシア意匠特許により付与される法的保護の範囲は、物品の画像に反映される意匠の本質的特徴の組合せにより決定する。

第8条 ユーラシア意匠特許の存続期間

(1) ユーラシア意匠特許の存続期間は、その出願(以後、「ユーラシア意匠出願」という)の

日より5年とする。

(2) ユーラシア意匠特許の存続期間は、ユーラシア意匠特許の法的効力が及ぶすべての締約国の領域に関して、ユーラシア意匠特許の所有者の請求を受けて中断することなく5年ごとに延長することができる。ユーラシア意匠特許の合計存続期間は、ユーラシア意匠出願の出願日より25年を超えてはならない。

ユーラシア意匠特許の存続期間は、適切な手数料が庁に納付されることを条件として、延長される。

第9条 意匠についての権利

(1) ユーラシア意匠特許が付与された創作者(又は共同創作者)は、創作者の権利、すなわち、意匠の創作者として認められる権利を有するものとする。

(2) ユーラシア意匠特許の所有者は、意匠に係る排他権を有する。これは、意匠を実施し、他の者による実施を許可又は禁止する権利を意味すると理解される。

意匠に関してなされ、意匠の実施と認められる行為は、締約国の法律に従って定義される。

ユーラシア意匠特許の所有者は、存続期間中は意匠の排他権の処分を決定することができ、これは庁の公報に権利付与についての情報が公告された日から有効となる。

第10条 意匠の排他権の処分：排他権の移転

(1) ユーラシア意匠特許の所有者は、意匠の排他権を他の者に譲渡し、ライセンス契約に基づき意匠の実施権を許諾し、及び担保として意匠の排他権を提供する権原を有する。

ユーラシア意匠特許により証明される排他権の他の者への譲渡は、意匠特許の法的効力が及ぶすべての締約国の領域にのみ許可される。

ユーラシア意匠特許の所有者は、締約国において処分が合法な場合は、個々の締約国内で何らかの他の方法で意匠の排他権を処分する権原を有する。

(2) 意匠の排他権は、相続により又は何らかの他の法定相続の形式により、その全体のみを譲渡することができる。

(3) 契約的な調整に従う譲渡を含む意匠の排他権の譲渡の登録及び排他権を担保として実施する登録は、庁により行う。

ライセンス契約の登録及び第1条(3)に基づく締約国の法律に従って締結された契約は、契約が締結された領域がある締約国の国内特許庁(以後、「国内官庁」という)により行う。

第11条 ユーラシア意匠特許の無効化

(1) ユーラシア意匠特許は、本議定書及び特許条約規則に規定する根拠に定められた手続に従って行政上の取消手続を経て庁により、又は、本議定書及び特許条約規則に規定する根拠に基づき該当する締約国の法律に定められた手続に従って締約国の司法当局若しくは他の権

限のある当局により、無効化することができる。

行政上の取消手続に従うユーラシア意匠特許の無効に対しては異議申立(該当する締約国の法律に国内官庁が異議申立を提出する権利を規定する場合は国内官庁によるものも含む)を提出することができる。

(2) 行政上の取消手続に従うユーラシア意匠特許の無効に対する異議申立の審理の結果に基づき庁が行った決定は、特許条約規則に規定する手続及び期限に従って審判請求することができる。

ユーラシア意匠特許の無効に係る庁の決定は、特許条約規則に規定する審判請求期限終了時に効力が発生し、すべての締約国の領域に法的効力が及ぶものとする。

(3) 締約国の司法当局又は他の権限のある当局が採択したユーラシア意匠特許の無効に係る決定は、該当する締約国の法律に規定する手続及び期限に従って上訴することができる。本項に従って採択された決定は、上訴期限の終了時に効力が発生し、当該決定を行った司法当局又は他の権限のある当局が所在する締約国の領域に法的効力が及ぶ。

締約国は、ユーラシア意匠特許の無効についての最終決定を庁に通知しなければならない。締約国の司法当局又は他の権限のある当局により採択されたユーラシア意匠特許の無効についての決定が効力を生じる時点で、意匠の共通的な法的保護は終了する。反対に、当該決定がなされなかった締約国の領域においては、ユーラシア意匠特許は法的効力が継続する。

(4) ユーラシア意匠特許の有効性に関する紛争を審理する締約国の司法当局及び他の権限のある当局は、ユーラシア意匠特許の該当する締約国の公用語への翻訳文を請求する権利を有する。

第12条 権利保護に関する紛争

(1) 第11条及び第14条にいう紛争を除いては、本議定書及び特許条約規則に従って付与される権利の保護に関する紛争は、領域における当該権利保護が求められる締約国の実体法及び手続法に従って解決されるものとする。

(2) (1)に従う紛争を審理する締約国の司法当局及び他の権限のある当局は、ユーラシア意匠特許の該当する締約国の公用語への翻訳文を請求する権利を有する。

第3部 意匠について定める手続

第13条 ユーラシア意匠出願

(1) ユーラシア意匠出願は、庁を通じて提出されなければならないが、(2)に規定される場合を除く。

(2) 締約国の出願人は、締約国の法律がその旨規定する場合は国内官庁を通じて意匠出願を提出しなければならない。国内官庁を通じて提出されたユーラシア意匠出願は、庁に同日に提出されたものと同じの効果を有するが、特許条約規則に規定する期限までに国内官庁がこれを庁に送付することを条件とする。

(3) ユーラシア意匠出願が庁に直接提出された場合、共通処理手数料を庁に納付しなければならない。

ユーラシア意匠出願が国内官庁を通じて提出された場合、ユーラシア意匠出願について、庁への共通処理手数料の納付に付随して、処理及び庁への送付に係る手数料を国内官庁に納付しなければならない(該当する締約国の法律に当該手数料を規定する場合)。

(4) ユーラシア意匠特許を受ける権利は、特許条約規則に規定する手続に従って、及び条件に基づき、他の者に移転することができる。

第14条 ユーラシア意匠出願の審査

(1) 庁は、出願の要件遵守、出願日の認定条件、本議定書及び特許条約規則の規定に明記する出願の提出に関するその他の条件の充足を確認するために、また、意匠が少なくとも1の締約国において公の秩序又は人道及び道徳の原則に反する意匠としてみなされるべきか否かを決定するために、ユーラシア意匠出願の予備審査を行う。

(2) 特許条約規則に従って、庁は、予備審査を完了し、問題のなかったユーラシア意匠出願を公開し、その後出願の実体に基づく審査を行うものとする。

(3) ユーラシア意匠特許の付与に対する異議申立は、公開されたユーラシア意匠出願に関して提出することができる(本議定書及び特許条約規則に規定する根拠に基づき、該当する締約国の法律に当該行為を規定する場合は、国内官庁によるものも含む)。

ユーラシア意匠特許の付与に対する異議申立の提出及び審理に係る手続及び期限は、特許条約規則に規定する。

(4) ユーラシア意匠特許を付与又は拒絶する決定は、庁が受理したユーラシア意匠特許の付与に対する異議申立の審理の結果を考慮して、庁が行う。

(5) 出願人は、特許条約規則に規定する手続及び期限に従って庁に異議申立を提出することにより、ユーラシア意匠特許の付与又は拒絶の決定含む庁の決定に対して審判請求することができる。

第15条 意匠の登録及びユーラシア意匠特許の付与

(1) ユーラシア意匠特許を付与する決定がなされる場合、庁は、ユーラシア意匠特許登録簿に意匠を登録する。

(2) ユーラシア意匠特許登録簿に登録される情報の範囲及び登録簿の維持手続は、特許条約規則により決定する。

(3) 庁は、庁の公報にユーラシア意匠特許の付与についての情報を公告する。公告される情

報の範囲及び公告期限は、特許条約規則に規定する。

(4) 庁は、付与についての情報の公告後直ちに、出願人にユーラシア意匠特許を付与する。

(5) 庁は、出願人が必要な手数料を納付していることを条件として、意匠を登録し、ユーラシア意匠特許の付与についての情報を公告し、又はユーラシア意匠特許を付与する。

(6) 1の締約国に提示する目的で請求されるユーラシア意匠特許登録簿の抄録は、公証を必要としない。

第16条 代理

(1) 国内官庁の下で代理人となる権利を有し、かつ、特許弁護士として庁に登録されている者は、庁の下で代理人(以後、「特許弁護士」という)を務めることができる。

(2) ユーラシア意匠特許の出願人又は所有者であつて、何れかの締約国の領域における住民ではなく又は常居住者ではない者は、特許弁護士により代理されなければならない。

(3) 何れかの締約国の領域における住民又は常居住者である出願人は、ユーラシア意匠出願を提出することができ、当該出願及びユーラシア意匠特許に関して次の何れかの方法で庁とやり取りを行うこともできる。

(i) 単独で

(ii) 特許弁護士を通じて、又は

(iii) 特許弁護士ではない代理人を通じて

第17条 ユーラシア意匠出願の国内出願への変更

(1) 庁によるユーラシア意匠特許の拒絶又は審判請求の却下についての出願人への通知より6月以内に、出願人は、国内手続に従う意匠特許を受けることを希望する締約国を提示した申請を庁に提出することができる。

(2) 拒絶され又は審判請求で却下され、その後申請の対象となったユーラシア意匠出願は、提示した各締約国において、ユーラシア意匠出願と同一日に国内官庁に出願され該当する場合は同一の優先日を有し、締約国の国内法に基づき規定するあらゆる効力を有する、正当に作成された国内出願とみなされ、出願人が必要な国内手数料を国内官庁に納付することを条件として、国内官庁が更なる処理を行う。

第18条 手数料

(1) 本議定書又は特許条約規則の規定に従い(2)及び(3)に従って庁のものとなる、ユーラシア意匠出願又はユーラシア意匠特許に関する法的に重要な行為の履行のための手数料は、庁に納付されなければならない。

(2) 第13条(3)に従うユーラシア意匠出願の処理及び庁への送付に係る手数料は納付されなければならないが、ユーラシア意匠出願が提出された国内官庁のものとなる。

(3) 第8条(2)及び第15条(5)に従って庁に納付される手数料は、投票に参加する締約国の全権代表(又はその代理)の3分の2の多数により採択された庁の管理評議会の決定に従って、庁と締約国との間で配分される。少なくとも当該手数料の5分の1は庁が処分する権限を有し、残額は該当する国内官庁に移される。

第4部 特許条約規則

第19条 総則

条約第14条及び第19条に明記する詳細に加えて、特許条約規則は、本議定書に従って保護される意匠について定める実体規定及び手続規定に関する詳細を含む。

第20条 実体規定

特許条約規則は、第3部にに基づき規定する実体規定、特に次のことに関する詳細を含む。

- (i) 意匠の要件及びその特許性の条件
- (ii) 意匠の特許性に影響を与えない状況
- (iii) ユーラシア意匠出願に関する法定相続
- (iv) ユーラシア意匠特許を受ける権利の譲渡
- (v) 優先権
- (vi) 暫定的な法的保護
- (vii) 意匠の法的保護の範囲
- (viii) 意匠の排他権
- (ix) ユーラシア意匠特許に関する法定相続
- (x) 意匠の排他権の譲渡契約、ライセンス契約及び意匠の排他権の実施に関する他の契約、及び
- (xi) ユーラシア意匠特許の有効性及びその無効化の根拠

第21条 手続規定

特許条約規則は、第3部にに基づき規定する手続規定、特に次のことに関する詳細を含む。

- (i) ユーラシア意匠出願の様式、構成及び内容に関する要件
- (ii) ユーラシア意匠出願及びユーラシア意匠特許に関する行政上の手続
- (iii) 特許弁護士に関する要件並びに特許弁護士の認定及び登録に係る手続
- (iv) ユーラシア意匠出願の出願日の認定
- (v) 期限の計算、期限徒過による結果、処理継続並びに権利回復に係る条件及び手続
- (vi) 優先権の主張
- (vii) 手数料納付に係る手続及び期限
- (viii) ユーラシア意匠出願への補正及び訂正の実施
- (ix) 予備審査及び実体審査、これらの結果に基づき採択された決定を含むユーラシア意匠出願の審査並びに異議申立の提出及び審理
- (x) 意匠に関する庁の文書及び情報サービス
- (xi) ユーラシア意匠特許登録簿への意匠の登録、登録簿に記録する情報の範囲、登録簿の維持手続及び登録簿の抄録提供に係る手続
- (xii) ユーラシア意匠特許の付与
- (xiii) ユーラシア意匠出願及びユーラシア意匠特許についての情報の公表
- (xiv) 意匠に関する庁の公報
- (xv) ユーラシア意匠特許の無効化に係る手続
- (xvi) ユーラシア意匠出願の国内出願への変更、及び

(xvii) 意匠に関する，庁と出願人，ユーラシア意匠特許の所有者，代理人その他の者との連絡，及び意匠に関する庁の書類の当該人による協議に係る手続

第5部 最終規定

第22条 署名，議定書の発効

(1) 本議定書はロシア語で署名されるものとする。

(2) 本議定書への加盟は，条約及びパリ条約に拘束された国際連合の何れの加盟国にも開かれたものとする。

本議定書の当事国となるためには，議定書に署名して批准書を寄託者に寄託するか又は加盟書を寄託者に寄託するかの何れかを行うものとする。

本議定書は，議定書の採択を受けてヌルスルタンでの国際会議で，またその後発効前に世界知的所有権機関の本部で引き続き署名に開放される。

本議定書は，本議定書への署名を行っていない本項第1文(編者注1)にいう何れの国による加盟も自由である。

(3) 本議定書への留保の権利は認められない。

(4) 本議定書は，これを批准又はこれに加盟する最初の3国に関しては3か国目が前述の何れかの文書を寄託者に寄託して3月後より発効する。他の国に関しては，本議定書は，当該国が批准書又は加盟書を寄託してから3月後に発効する。

ユーラシア意匠特許は，該当するユーラシア意匠出願が当該国に関する本議定書の発効の後に提出された場合，当該国の領域内に法的効力が及ぶ。

第23条 経過規定

条約のすべての当事国が締約国となるまで，意匠に関して条約第3条(3)(vi)から(ix)まで及び本議定書に従って，管理評議会の権限の範囲に含まれる事項に係る庁の管理評議会の決定は，締約国の全権代表(又はその代理)が行う。

第24条 議定書に基づく紛争解決

本議定書の解釈又は実施に関して締約国間で紛争が生じた場合，世界知的所有権機関の事務局長は，紛争の何れかの当事者の請求により，当事者を紛争解決に導くために調停を行う。

第25条 議定書の改正

(1) 本議定書は，いつでも締約国が改正することができる。

(2) 本議定書を改正する目的で締約国による会議を召集する決定は，庁の管理評議会が行う。庁の管理評議会はまた，本議定書の改正のための会議に関する手続規則その他の詳細に関する事項を決定する。

第26条 議定書の廃棄通告

(1) 締約国は，世界知的所有権機関の事務局長あて通知により本議定書を破棄通告する権利を有する。破棄通告は，世界知的所有権機関の事務局長が当該通知を受領した日から12月後に効力を生じる。

(2) 破棄通告が効力を生じる前に提出された出願を元に付与されたユーラシア意匠特許は，本議定書を破棄通告した国内で存続期間全体(当該期間が本議定書により延長された場合を含む)にわたり法的効力が及ぶ。

第27条 議定書の寄託者

世界知的所有権機関の事務局長を本議定書の寄託者とする。

2019年9月9日，ヌルスルタンにて原本1部をロシア語にて作成。

ユーラシアの意匠特許の受理開始

2021年4月14日通知

ユーラシア特許庁は、ユーラシアの意匠特許の付与申請の受付を2021年6月1日から開始することを通知する。

1994年9月9日のユーラシア特許条約に基づく意匠保護に関する議定書の第22条(4)に基づき、ユーラシアの意匠特許は、以下の国の領域で有効となる。この議定書は、それぞれのユーラシア意匠出願の提出日の時点ですでに発効している。2021年6月1日の時点での締約国はアゼルバイジャン共和国、アルメニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、ロシア連邦である。

ユーラシア特許庁管理評議会によって承認された、工業意匠に関連するユーラシア特許庁の施行規則は、「文書/工業デザインの法的保護」で入手できる。

ユーラシア特許庁の施行規則は、ユーラシア意匠特許の出願の起草、提出および審査の規則、工業意匠を専門とするユーラシア弁理士の認定および登録手順、ユーラシア意匠特許に対する異議申立の手順及びユーラシア意匠特許に対する異議申立の手順を定義する。同様に、ユーラシア特許条約規則の第II部に規定されているその他の施行規則も採択時にその条文について利用可能になる。